

津市スポーツ少年団種目別スポーツ教室補助金について

令和 6 年 12 月 23 日

補助金の対象

- この補助金は、種目別に開催される市内スポーツ少年団全単位団を対象としたスポーツ教室に対し本部より交付するものです。
ただし、各種目で年間 1 教室を対象の上限とします。
- 一部の単位団のみで開催される教室、一部の単位団が参加対象から外されて開催される教室については対象となりません。
※参加を呼び掛けたものの、諸事情により教室に参加できない単位団があるような場合は対象となります。

補助金の交付申請

- 補助金申請に係る書類の提出期限は毎年 6 月 30 日までとし、申請者は種目代表常任委員とします。ただし、種目代表常任委員がいない競技団体については、競技代表者を申請者とします。
- 補助金申請に必要な書類は下記のとおりです。
 - ①種目別スポーツ教室事業補助金申請書
 - ②種目別スポーツ教室企画書
 - ③開催要項など教室の詳細がわかる資料

補助金の額

- 1 教室の補助金の上限を 2 万円とします。
(教室にかかる経費が 2 万円を下回る場合は、その金額が補助金の上限となります。)
但し、金額に 1 千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。
- 予算の範囲を超える交付申請があった場合は、各種目団体の申請額に応じて予算額を按分し、交付額を決定するものとします。

実績報告及び補助金の請求

- 教室終了後は、速やかにスポーツ教室の完了報告書を提出し、補助金の請求を行ってください。なお、報告書の提出は原則として、教室終了後1ヶ月以内に行うこととします。
- 実績報告に必要な書類は下記のとおりです。
 - ①種目別スポーツ教室完了報告書
 - ②その他添付資料（開催要項、収支決算書、領収書（写）、教室風景写真、講師プロフィールなど）
 - ③請求書
 - ④委任状（申請者と振込先口座名が異なる場合のみ要提出。）

補助金の交付

- 完了報告書及び添付書類を審査の上、適正と認定した場合に補助金を指定口座に振り込みます。

その他

- 各種目代表者において各施設における仮予約までの手続き行い、
スポーツ少年団事務局まで調査票にて報告をしてください。